

令和7年第7回教育委員会定例会日程

1 日 時 令和7年7月29日（火）午後3時00分

2 場 所 朝霞市役所 401会議室

3 出席者

教育委員会教育長	二見隆久
教育委員会教育長職務代理者	平木倫子
教育委員会委員	高橋松久
教育委員会委員	森島史枝
教育委員会委員	上野正道

4 説明のための出席者

学校教育部長	福士昌三
生涯学習部長	奥山雄三郎
学校教育部次長兼教育総務課長	関口豊樹
生涯学習部次長兼生涯学習・スポーツ課長	長谷修
生涯学習部参事兼中央公民館長	堀川政昭
教育管理課長	横瀬修克子
教育指導課長	手島牧子
学校給食課長	星加敏昭
文化財課長	藤原真吾
図書館長	増田潔

5 議事日程

- (1) 開 会 宣 言
- (2) 会議録署名委員の指名
- (3) 会議録の承認・訂正
- (4) 教育長月間行事の承認
- (5) 教育長の報告
- (6) 議案の審議
- (7) その 他
- (8) 閉 会 宣 言

別紙のとおり
別紙のとおり

(別紙)

◎ 教育長報告事項

- ①専決処理について（朝霞市就学支援委員会委員の解任及び任命について）
- ②令和7年第2回朝霞市議会定例会における教育関係一般質問の概要について
- ③いじめに関する調査結果（5月分）について
（当日配付）
- ④令和7年度中学校自由選択制について
- ⑤令和7年度特認校制度について
- ⑥令和7年度第49回市民芸能まつりについて
- ⑦令和7年度朝霞市市民人権教育研修会について
- ⑧第4次朝霞市生涯学習計画について
- ⑨令和7年度第1回朝霞市公民館運営審議会について
- ⑩令和7年度第1回朝霞市立図書館協議会について
- ⑪令和7年度第39回図書館まつりについて

◎ 提出議案

- 議案第47号 第3期朝霞市教育振興基本計画の基本理念について
- 議案第48号 朝霞市教育委員会職員の人事に関することについて
（当日配付）

教育長月間行事（令和 7 年 6 月） 実績

日	曜	時 間	行 事 等
1	日	8:45	第 7 0 回市民総合スポーツ大会陸上競技の部
7	土	9:00	第 7 0 回市民総合スポーツ大会ソフトテニス春季中学生大会
8	日	9:15	第 4 4 回朝霞市民卓球ダブルス大会
8	日	11:00	第 4 9 回市民芸能まつり
12	木	8:30	時年休（2 時間）
25	水	8:30	年休（1 日）
28	土	10:00	第 3 9 回図書館祭り（オープニングセレモニー）
28	土	13:00	子ども大学入学式
28	土	14:00	一夜塚古跡保存会慰霊祭
29	日	12:00	朝霞市吟剣詩舞道連盟納涼大会

※ この月間行事には、教育長の時間外及び市外への勤務並びに休暇を記載しています。

教育長月間行事（令和7年8月） 予定

日	曜	時 間	行 事 等
1	金	14:00	部落解放同盟埼玉県連合会2025年度市町村交渉
1	金	17:00	朝霞市民まつり「彩夏祭」前夜祭
2	土	12:00	朝霞市民まつり「彩夏祭」こども審査
3	日	16:50	朝霞市民まつり「彩夏祭」表彰式等
20	水	14:00	朝霞地区教育委員会連合会第2回理事会
23	土	10:00	第40回サマーフェスティバル
24	日	10:00	第70回朝霞市民総合スポーツ大会水泳大会
31	日	8:40	第70回朝霞市民総合スポーツ大会テニス大会

※ この月間行事には、教育長の時間外及び市外への勤務並びに休暇を記載しています。

教育長報告事項

専決処理について（朝霞市就学支援委員会委員の解任及び任命について）

朝霞市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により専決処理した事案について、同規則第3条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

令和7年7月29日提出

朝霞市教育委員会教育長 二見 隆久

記

- 1 件 名
専決第15号 朝霞市就学支援委員会委員の解任及び任命について
- 2 専決処理期日
令和7年6月23日
- 3 専決処理した理由
委員の解任及び任命について、教育委員会へ諮る時間的余裕がなかったため
- 4 事務処理の状況
別紙のとおり
- 5 委嘱の根拠
朝霞市就学支援委員会条例第4条第2項、第6条第2項

別紙

1 解任について

(1) 発令事項 朝霞市就学支援委員会委員の任命を解く。

(2) 発令年月日 令和7年6月23日

(3) 発令候補者

氏名	所属・職名	理 由
藤田 志穂	朝霞第五中学校 教諭	産休のため

2 任命について

(1) 発令事項 朝霞市就学支援委員会委員を任命する。

任期は令和7年6月23日から令和8年3月31日までとする。

(2) 発令年月日 令和7年6月23日

(3) 発令候補者

氏名	所属・職名	新任・再任の別
真壁 直子	朝霞第五中学校 教諭	新任

令和7年度朝霞市就学支援委員会委員 名簿

	所 属	職 名	氏 名	委嘱／任命
専門医	埼玉医科大学総合医療センター	医 師	奈倉 道明	委嘱
	医療法人寿鶴会 菅野病院	医 師	内田 貴光	委嘱
教育職員	根岸幼稚園	園 長	内田 真	委嘱
	泉水保育園	園 長	金子 千佳子	委嘱
	朝霞第一小学校	校 長	金子 二郎	任命
	朝霞第九小学校	校 長	小林 美加	任命
	朝霞第一小学校	教 諭	川井 美里	任命
	朝霞第二小学校	教 諭	小林 紗梨	任命
	朝霞第三小学校	教 諭	遠山 祈	任命
	朝霞第四小学校	教 諭	矢内 冬騎	任命
	朝霞第四小学校	教 諭	星 明日香	任命
	朝霞第四小学校	教 諭	水澤 直子	任命
	朝霞第四小学校	教 諭	徳田 初穂	任命
	朝霞第五小学校	教 諭	川瀬 亜美	任命
	朝霞第五小学校	教 諭	鎌田 葉子	任命
	朝霞第六小学校	教 諭	尾身 紀子	任命
	朝霞第七小学校	教 諭	尾崎 寿典	任命
	朝霞第八小学校	教 諭	井手 敦子	任命
	朝霞第九小学校	教 諭	久野 佳奈	任命
	朝霞第九小学校	教 諭	小津 惟	任命
	朝霞第十小学校	教 諭	根岸 瑞恵	任命
	朝霞第十小学校	教 諭	山本 志乃	任命
	朝霞第一中学校	教 諭	篠崎 美香	任命
	朝霞第一中学校	教 諭	紺頼 奈々	任命
	朝霞第二中学校	教 諭	小川 音	任命
	朝霞第三中学校	教 諭	佐藤 光代	任命
	朝霞第四中学校	教 諭	庄司 恵	任命
	朝霞第五中学校	教 諭	藤田 志穂	任命
	子ども相談室	教育相談員	大野 由希子	任命
			荒嶋 千佳	任命
福祉事務所職員	障害福祉課	障害福祉係長	渡邊 純一	任命
学識経験者	十文字学園女子大学	教 授	中西 郁	委嘱
	和光特別支援学校	教 諭	助川 大介	委嘱
	和光南特別支援学校	教 諭	森木 麻菜美	委嘱
			池田 輝子	委嘱
保健師	健康づくり課	保健係長	曾我 薫	任命
		保健師	石倉 沙緒里	任命
事務局	教育委員会教育指導課	課 長	手島 牧子	事務局
	教育委員会教育指導課	指導主事	齋藤 実紀	事務局
	教育委員会教育指導課	指導主事	三宅 太陽	事務局

令和7年度朝霞市就学支援委員会委員 名簿（6月23日以降）

	所 属	職 名	氏 名	委嘱／任命
専門医	埼玉医科大学総合医療センター	医 師	奈倉 道明	委嘱
	医療法人寿鶴会 菅野病院	医 師	内田 貴光	委嘱
教育職員	根岸幼稚園	園 長	内田 真	委嘱
	泉水保育園	園 長	金子 千佳子	委嘱
	朝霞第一小学校	校 長	金子 二郎	任命
	朝霞第九小学校	校 長	小林 美加	任命
	朝霞第一小学校	教 諭	川井 美里	任命
	朝霞第二小学校	教 諭	小林 紗梨	任命
	朝霞第三小学校	教 諭	遠山 祈	任命
	朝霞第四小学校	教 諭	矢内 冬騎	任命
	朝霞第四小学校	教 諭	星 明日香	任命
	朝霞第四小学校	教 諭	水澤 直子	任命
	朝霞第四小学校	教 諭	徳田 初穂	任命
	朝霞第五小学校	教 諭	川瀬 亜美	任命
	朝霞第五小学校	教 諭	鎌田 葉子	任命
	朝霞第六小学校	教 諭	尾身 紀子	任命
	朝霞第七小学校	教 諭	尾崎 寿典	任命
	朝霞第八小学校	教 諭	井手 敦子	任命
	朝霞第九小学校	教 諭	久野 佳奈	任命
	朝霞第九小学校	教 諭	小津 惟	任命
	朝霞第十小学校	教 諭	根岸 瑞恵	任命
	朝霞第十小学校	教 諭	山本 志乃	任命
	朝霞第一中学校	教 諭	篠崎 美香	任命
	朝霞第一中学校	教 諭	紺頼 奈々	任命
	朝霞第二中学校	教 諭	小川 音	任命
	朝霞第三中学校	教 諭	佐藤 光代	任命
	朝霞第四中学校	教 諭	庄司 恵	任命
	朝霞第五中学校	教 諭	真壁 直子	任命
	子ども相談室	教育相談員	大野 由希子	任命
			荒嶋 千佳	任命
福祉事務所職員	障害福祉課	障害福祉係長	渡邊 純一	任命
学識経験者	十文字学園女子大学	教 授	中西 郁	委嘱
	和光特別支援学校	教 諭	助川 大介	委嘱
	和光南特別支援学校	教 諭	森木 麻菜美	委嘱
			池田 輝子	委嘱
			伊藤 祥一郎	委嘱
保健師	健康づくり課	保健係長	曾我 薫	任命
		保健師	石倉 沙緒里	任命
事務局	教育委員会教育指導課	課 長	手島 牧子	事務局
	教育委員会教育指導課	指導主事	齋藤 実紀	事務局
	教育委員会教育指導課	指導主事	三宅 太陽	事務局

1 朝霞市就学支援委員会条例

(目的)

第1条 この条例は、朝霞市就学支援委員会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 障害のある幼児、児童及び生徒に関し、適正な就学支援を行うため、朝霞市就学支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 義務教育諸学校（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。）に就学しようとする者及び在学する者の心身の障害の種類、程度等を判断し、適正な就学について答申すること。

(2) 障害のある幼児、児童及び生徒の就学支援に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、委員39人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから朝霞市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。

- (1) 専門医
- (2) 教育職員
- (3) 福祉事務所職員
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 保健師

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門部)

第7条 委員会に、必要に応じ、専門部を置くことができる。

(会議)

第8条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

教育長報告事項

令和7年第2回朝霞市議会定例会における教育関係一般質問の
概要について

令和7年第2回市議会定例会における教育関係一般質問及びその答弁の概要を次のとおり報告します。

質問者： 宮林 智美議員（公明党）

質 問：子ども支援について

（1）学校給食について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

給食費の値上げに対し、市として何らかの支援策を講じるべきでは。

答弁①

保護者負担の軽減のため、現在行っている国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した500円の支援を令和8年3月まで実施予定です。今後、軽減額や財源等について、市長部局と調整してまいります。

質問②

10月までの対策として補正予算に給食の賄い額が計上されている。その内容を伺います。

答弁②

給食費が改定されるまでの7月から9月までの間、副菜の1品減を解消するための費用として、616万5,000円を計上したものでございます。

質問③

備蓄品の整備や緊急時の対応を、どのように進めているか伺います。

答弁③

基本物資である米飯、パン及び牛乳の提供などのほか、給食センターで災害等の緊急時に対応するため備蓄している救急カレーの提供も考えております。さらに、給食が提供できない期間が長引いた場合等につきましては、おかずや簡易給食の提供等、可能な限り対応してまいりたいと考えております。

質 問：子どもや女性の命を守るためについて

(2) HPVワクチンの予防接種の周知について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

外部講師による性教育や、がん教育などの講演でHPVワクチン接種について、正しい情報をどのように児童・生徒に周知されているか、伺います。

答弁①

令和6年度に保護者連絡ツールt e t o r uを通して、小・中学生が対象となるHPVワクチンの定期接種について、全家庭に情報提供いたしました。

また、助産校師による性に関する講演会が朝霞第一中学校、朝霞第二中学校、朝霞第五中学で実施され、内容の一部にHPVワクチンを取り上げておりました。

外部講師を活用した性に関する講演につきましては、令和2年度に朝霞第一中学校で2年生を対象に実施しております。また、朝霞第に中学校では、令和2年度に3年生を対象に、また、令和3年度からは、毎年2学期に全学年で実施しております。朝霞第五中学校では、令和3年度に3年生、令和4年度に2、3年生を対象に実施しております。

なお、朝霞第五中学校では、令和5年度から医師を外部講師として招き、3年生を対象として講演会を実施しており、今年度も10月に実施予定となっております。

質問②

今後、HPVワクチン接種について、正しい情報を学校でどのように伝え、周知されていくか、伺います。

答弁②

今後は、養護教諭研究協議会等において、国や県の出す通知や厚生労働省が作成しているリーフレットを活用し、HPVワクチン接種に関する情報を保健便り等で紹介するよう促すなどして、学校への正しい情報の周知を広げ、保護者が適切に判断できるよう努めてまいります。

なお、中学校では、保健の教科書に資料の一つとして掲載がございますので、適宜、取扱いについて呼びかけてまいります。

質問③

教職員の先生はHPVワクチン接種に関する研修を受けているか、伺います。

答弁③

教職員を対象とした研修につきましては、令和6年度に医師を講師として招き、養護教諭研究協議会で研修会を行いました。

今年度は、保健主事を対象とした研修会を行い、HPVワクチン接種につ

いての正しい理解を広めていく予定でございます。

教育委員会といたしましては、引き続き、国や県からの通知内容を学校に送付して職員への周知を図るとともに、校内研修に外部講師を招聘することができるよう支援してまいります。

質問者： 兼本 尚昌議員（無所属）

質 問：朝霞中央公園野球場について

（１）ルートインＢＣリーグ所属のプロ野球チームの「埼玉武蔵ヒートベアーズ」の公式試合開催について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

ルートインＢＣリーグ所属の埼玉武蔵ヒートベアーズについて、令和８年度から朝霞中央公園野球場で公式試合が開催できないか、実施の可否と、難しければ、インフラ面とその他に分けて御教示ください。

答弁①

朝霞中央公園野球場におきまして、プロ野球チームの公式試合を実施する際の課題が２点あります。１点目は、野球場の敷地の一部は国から無償貸付けを受けておりますので、国との調整が必要になります。２点目は、当該野球場は、外野側に防球ネットが設置されておらず、また、公園の外周には道路を隔てて住宅地が隣接しているという特徴があります。そのため、アマチュアより飛距離が出やすいプロ野球の試合を行った場合、公園利用者や近隣の住宅まで打球が到達する可能性があり、安全面においても課題があるものと考えております。

質問②

どのようなインフラを整備すればよいか、想定予算の概算を伺います。

答弁②

安全対策として外野側に防球ネットを整備した場合、昨年度に設置した内野側の防球ネット設置工事では、４、４００万円程度の費用がかかっていることから、多額の費用が見込まれます。

質問③

前向きな思考で実現に向けて知恵を絞っていただけませんか。

答弁③

ＢＣリーグの試合開催につきましては、埼玉武蔵ヒートベアーズから申出をいただいておりますので、先ほど申し上げました課題をお伝えする機会を設け

るとともに、球団からの提案等もお聞きしたいと考えております。

質問者： 高堀 亮太郎議員（参政党）

質問：学校給食の適切な栄養確保に向けた取り組みについて

（１）給食内容の縮小状況、給食費改定への市の対応等について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

物価高騰はどの程度であったのか。また、給食内容の縮小は具体的にどのような頻度と内容で行われたのか伺います。

答弁①

食料品に関する物価高騰の状況につきましては、帝国データバンクの食品主要 195 社の価格改定動向調査によりますと、令和 5 年度が 15%、令和 6 年度が 17%、令和 7 年度が 15%、それぞれ上昇しております。

次に、給食の献立につきましては、物価高騰に対応するため、栄養士による工夫を行ってまいりました。具体的には、魚はサバなどの干物中心で、フルーツなどのデザートはほとんど提供できない献立となっております。また、令和 6 年 10 月から副菜を 1 品減らした給食を月に数回提供しております。

質問②

賄い材料費の収支はどのような状況か伺います。

答弁②

令和 6 年度の給食賄い材料費の収支といたしましては、副菜を 1 品減らすなどの対応を実施したことにより、予算額 6 億 3,081 万円に対し、執行済額 6 億 3,037 万 8,752 円となり、予算内での執行となっております。

質問③

保護者アンケートで、子どもが空腹で帰宅するとの意見が多かったことから、学校給食の質や量に影響があったと考えています。市としての見解を伺います。

答弁③

近年の急激な物価高騰に伴い、献立の工夫に加えて月に数回副菜を 1 品減らした給食を提供せざるを得ない状況につきましては、教育委員会といたしましても非常に心苦しく感じておるところでございます。こうした状況を改善するため、給食費の改定について検討を行っているところですが、取り急ぎ副菜の 1 品減を解消したいとの考えから、今回の補正予算を計上したものでございます。

質問④

物価高騰に対する他市の対応状況を伺います。

答弁④

志木市と和光市が令和6年度、新座市が令和7年度に見直しを行っており、現在の給食費の状況といたしましては、志木市が小学校5,610円、中学校6,630円、和光市が小学校4,800円、中学校5,900円、新座市が小学校5,150円、中学校6,050円でございます。また、国の交付金を活用した保護者の負担軽減といたしまして、志木市は小学校680円、中学校850円、新座市は小学校650円、中学校750円、国の交付金を活用した学校給食賄い材料費の補助として、和光市は小学校400円、中学校600円を実施しております。

質問⑤

市内の学校給食における米飯の提供状況について伺います。

答弁⑤

市内の学校給食における米飯の提供方法につきましては、自校方式とセンター方式では異なっております。自校方式では、学校内の給食室で米を炊飯し、提供しておりますが、センター方式では、埼玉県学校給食会の工場で炊飯された米飯を直接学校へ配送しております。学校給食センターでは、毎日9,000食を超える給食を提供しておりますが、センター内には炊飯設備がないことから、炊飯された米飯を直接学校に配送しております。

なお、センター方式では、他の自治体を含めてこうした方法が一般的となっております。

質問⑥

市内の学校給食では、自校式とセンター方式の2通り採用されていますが、それぞれの米飯の価格について伺います。

答弁⑥

小学校における1食当たりの米飯の価格といたしましては、自校方式が48.65円、センター方式では、92.07円となっております。

質問⑦

同じ1食の米飯で価格が約2倍近くあるということですが、この米飯の価格の違いについて、その理由を伺います。

答弁⑦

価格差につきましては、自校方式では、給食室で米を炊飯していることから精米を購入し、センター方式では、炊飯した米飯を購入しているためでございます。

質問⑧

学校給食の経費負担について、市の負担、保護者の負担について基本的な考え方をお伺いします。

答弁⑧

学校給食の経費負担といたしましては、学校給食法に基づき、食材費については保護者負担、施設の維持管理費や人件費、光熱費等、食材費以外の経費については、市の負担となっております。

質問⑨

学校給食における年間の米飯の提供回数は何回か伺います。

答弁⑨

学校給食における年間の米飯提供回数につきましては、おおむね120回程度でございます。

質問⑩

児童・生徒数、センター方式の児童・生徒分の給食数について伺います。

答弁⑩

令和7年6月9日時点で、溝沼及び浜崎学校給食センターの児童・生徒分の給食数は9,068食でございます。

質問⑪

自校式とセンター方式における米飯費用の差額について伺います。

答弁⑪

市といたしましては、自校方式とセンター方式では提供方法が違うことから、差額という考え方は持っておりません。精米と炊飯された米飯の価格差といたしましては、年間で約4,700万円となります。

質問⑫

保護者が支払う給食費、賄い材料費に、本来であれば市が負担すべき経費が上乗せされていると考えます。市の見解を伺います。

答弁⑫

自校式は精米を、センター方式は炊飯された米飯を購入していることから、価格に差が出るものでございます。学校給食で使用する食材は、納品される食材に対して費用を支払うものでございますので、例えば、魚のみそ漬けやコロッケなどには加工費等が含まれておりますので、これらと同様であると考えております。

質 問：教育基本法を踏まえた歴史教科書採択の在り方について

(2) 教育基本法と教科書の整合性と今後について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

現在使用している東京書籍の歴史教科書は、教育基本法第2条、我が国と郷土を愛する態度を養うとの理念と整合していると教育委員会は認識しているか伺います。

答弁①

国の教科書検定につきましては、義務教育諸学校教科用図書検定基準に基づいて審査されております。平成29年8月に文部科学省から告知された現行の検定基準の第2章、教科共通の条件によりますと、教育基本法第1条の教育の目的及び同法第2条に掲げる教育の目標に一致していることと定められております。よって、文部科学省の検定を通過した全ての教科用図書につきましては、教育基本法第2条の理念と整合しているものと捉えております。

質問②

中学校学習指導要領の社会・歴史的分野に書かれている歴史教育の目標に、我が国の歴史に対する愛情を深めるとあります。東京書籍の歴史教科書は、この目標と整合していると教育委員会は認識しているのか伺います。

答弁②

教科書全体を通して、我が国の伝統や文化が現在の暮らしや社会にも深く根づいていることを幅広く紹介しているほか、歴史的事象を多面的、多角的に捉えることができる構成になっており、学習指導要領に定める歴史的分野の目標を達成するために十分な内容となっていると捉えております。

質問③

教育基本法第2条に掲げられた理念、我が国と郷土を愛する態度や、歴史教育の目標、我が国の歴史に対する愛情を深めるは、現行の教科書のどの記述で具体的に実現されていると認識しているのか伺います。

答弁③

もっと知りたいという見開き1ページの資料がございます。その中で、奈良時代の学習に関連して、日本の神話が、神楽など、現在の社会にも息づいていることが紹介されております。ほかにも、代表的な国宝、重要文化財、史跡など、フルカラーで多数掲載されており、多くの伝統文化に触れることができ、それらの理解につながるものであると捉えております。

質問④

教育委員会として、教科書の記述内容について、採択の前後にこの中立性、正確性を確認する体制は持っているのか伺います。

答弁④

まず、文部科学省検定済み教科書につきましては、全て国の教科書検定を通過しているため、中立性や正確性は担保されているものと考えております。

なお、教科書の内容につきましては、国や県の通知及びガイドラインにのっとり、採択前に全ての教科書会社が発行した教科書の内容について、県がまとめた調査資料を参考に、教育委員会において調査研究を行っております。

質問⑤

近現代史の扱い方、違いが見られる教科書もある中で、比較の視点を持たない採択は十分な教育的検討と言えるのか伺います。

答弁⑤

採択会議前に、全教科、全出版社の教科書を教育委員会内で読み合う勉強会を開催しております。その際は、県の調査資料を基に、内容について四つの視点で比較検討しております。社会科におきましては、1点目として、知識及び技能が修得されるようにするための工夫、2点目として、思考力、判断力、表現力等を育成するための工夫、3点目として、学びに向かう力、人間性等を涵養するための工夫、4点目として、課題を追及、解決する活動の充実を図るための工夫の、この四つの視点でそれぞれの教科書のよさを比較検討いたしました。

質問⑥

教育委員会として、歴史認識の記述の違いをどのように整理、評価されているのか伺います。

答弁⑥

史実についての表現や記述の仕方が、教科書会社によって異なっていることは承知しております。しかしながら、いずれの教科書会社の表現や記述につきましても、教科書検定基準の中で認められているものであり、学習に使用するに当たって問題はないものと捉えております。

質問⑦

使用する教科書と教育基本法の理念がどれだけ整合しているのかという視点で、主体的に内容を確認する責任があるのではないかと思います。朝霞市の子どもたちの教育の実質に関わる問題として、教育委員会の見解を伺います。

答弁⑦

教育委員会といたしましては、文部科学省の検定基準を満たした教科書であることを踏まえた上で、児童・生徒の学習に適したものであるか、各社の

内容を十分比較検討し、適切な採択を行っております。今後につきましても、国や県が示す教科書採択における公正確保の徹底等についてや、市町村教育委員会等が教科用図書を採択するに当たっての採択基準等についてにのっとり、適切な教科書を採択できるよう、調査研究してまいります。

質問者： 田原 亮議員（あさか未来）

質 問：小・中学校を取り巻く諸課題について

（１）ＰＴＡ活動の現状とこれからについて

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

各ＰＴＡ活動を教育委員会としてどのように位置づけているのか伺います。

答弁①

小・中学校のＰＴＡは、家庭や学校における教育に関して相互理解を深めるとともに、保護者と教職員が協力して学校教育の充実と子どもたちの健全な成長を図る上で重要な役割を果たしているものと思っております。

保護者の方が学校現場を理解して、学校と協力して教育に参加することで、子どもたちの教育効果が高まるというふうに捉えております。

また、ＰＴＡは任意団体ではありますが、学校行事の支援や子どもたちの安全確保に向けた通学路点検などの活動を通して学校運営を積極的にサポートしていただけているというふうに考えております。

質問②

学校のデジタル化がＰＴＡ活動にどのようにメリットをもたらしているのか、実例を伺います。

答弁②

導入のメリットといたしましては、これまで紙面で行っていたやり取りを電子化することにより、印刷や配布の作業が簡略化されたり、緊急の連絡を速やかに行ったりすることができるようになったことが挙げられます。

ＰＴＡ活動におけるｔ e t o r uの活用例といたしましては、ＰＴＡ活動に関する講演会の案内や会費徴収の連絡、総会資料の配布などがあることを把握しております。

質問③

各学校で独自に取り組んでいるデジタル化についての取組を伺います。

答弁③

各学校のＰＴＡ活動におけるデジタル化の取組につきましては、ゆうちょＢｉｚダイレクトを用いての会費の徴収、アンケートフォームを用いたイベントの参加募集や総会の表決確認、オンライン会議システムを用いた役員会議の

開催などが挙げられます。

そのほかにも、学校によっては独自のSNS等のアプリを使用していることは把握しております。

質問④

P T A 連合会加盟校も非加盟校も関係なく、横でつながる連絡会組織への発展的継承が必要ではないかと役員で議論を重ねましたが、これらの動きについて、市の教育委員会の考え、活動への補助も含めて伺います。

答弁④

令和4年度までは朝霞市P T A 連合会として小学校5校、中学校3校の計8校による組織と、それ以外7校がそれぞれの各校で活動しているという状況でございました。

令和5年度の総会で、P T A 連合会への加盟にかかわらず15校の保護者によって構成される朝霞市保護者代表連絡会に移行されたというふうに認識しております。

これにより、全ての小・中学校の保護者が横のつながりを持てるようになり、保護者、学校、教育委員会との情報共有がより円滑になったというふうに感じております。

教育委員会といたしましては、円滑な団体運営を支援するための補助制度や市長と懇談する機会を設けており、引き続き保護者代表連絡会を支援してまいりたいと考えております。

質問⑤

保護者代表連絡会、P T A のTがなくなったから学校は関係ないのではないかと教員から言われたが、単Pの集まりなので、そのようなことはない。これについて市の認識を伺います。

答弁⑤

名称が朝霞市保護者代表連絡会と変わりましたが、各小・中学校を単位とする保護者と教職員で構成される組織という点では変わりませんので、これまでと同様に、子どもたちの健やかな育成をサポートしていただきながら教育委員会としても保護者代表連絡会と連携してまいりたいと考えております。

その上で、保護者代表連絡会がより開かれた、参加しやすい、意義ある組織となりますように、また並びに各学校のそれぞれの単Pが、あるいはその同様の組織がそれぞれ活性化するように、そしてその活動が最終的には子どもにとって最善の利益になるように支援してまいりたいと思っております。

質問者： 福川 鷹子議員（あさか未来）

質 問：学校問題について

（１）登下校で使用している帽子をヘルメットに変えることについて

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

市内小学校で、頭を守るための通学帽子をかぶって登下校している学校は何校ありますか。

答弁①

朝霞市内小学校１０校中、８校が通学帽子を採用しております。

質問②

なぜ市内で通学帽子をかぶらない学校があるのか。文部科学省から通学帽子をかぶることを求める規則等はあるのか。

答弁②

通学帽子の採用につきましては、各小学校の判断となっております。通学帽子を採用していない朝霞第五小学校、朝霞第七小学校につきましても、熱中症予防や頭部保護の観点から、各家庭に帽子の着用を呼びかけており、実際に多くの児童が帽子を着用して登下校しております。

また、文部科学省から通学帽子をかぶることを求める規則等は出されておられません。

質問③

現在使っている通学帽子をヘルメットに替えることについてはどうか。

答弁③

登下校の帽子をヘルメットに替えることは、予期せぬ事故から頭部を守るという観点から、ヘルメットの着用は有効な手段であると考えられます。

しかしながら、導入するに当たっては、ヘルメットとしての安全性基準を満たし、通学時の使用に適した軽量性、通気性などを備えている必要があることや、各学校における保管場所の確保、持ち運びの負担なども考慮する必要があります。

質問④

安全性の確保のために、角度を変えて検討する考えはないか。

答弁④

新座市におきまして、周年行事の一環として、令和７年度新１年生を対象に、登下校時のヘルメットを採用した小学校があることは把握しております。

また、和光市内でも導入を始めた学校があることも承知しております。

新座市に確認をしたところ、現時点では、市内全体での採用の予定はないとのことでございました。

登下校時に児童がかぶる、いわゆるヘルメット校帽につきましては、市で統一して導入するものではなく、各校が実情に応じて導入するものと捉えております。

教育委員会といたしましては、具体的な効果について学校と共有することができるよう、引き続き努めてまいりたいと考えております。

質問⑤

朝霞市内で小学校10校ありますけれども、その10校で周年行事を近々するところはあるか。周年行事から何年たつか伺います。

答弁⑤

周年行事でございますけれども、各学校ごとに実施しているところでございます。例えば、直近でございますと、今年度、朝霞第八小学校が50周年を迎えると聞いておりますけれども、既に何らかの準備は進んでいるのかなというふうには承知しております。

質問⑥

子どもたちの安全確保になるよう、一日も早い採用を願っているけれども厳しいものでしょうか。

答弁⑥

児童・生徒の登下校中の事故というのもこのところ報道もされておりますし、大阪や、それから様々なところで、そういった事故のニュースも入っております。

児童・生徒の登下校中の安全確保というのは、教育委員会としても重要課題の一つとなっております。

議員に御紹介いただきましたヘルメットにつきましても、各学校のほう、先ほど申し上げたように、これ決めるのは教育委員会が上からやれというものではございませんので、各学校のほうには、こういうものありますよということとは紹介はしたいと思います。

質問者： 西 明議員（あさか未来）

質問：子どもたちの居場所について

（1）放課後子ども教室について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

放課後子ども教室の利用状況をお伺いいたします。

答弁①

放課後子ども教室の利用状況を学校別に申し上げますと、第六小学校は、4月の実施日数が15日で、利用児童数が274人となっており、1日当たりの平均利用児童数は18.3人、5月の実施日数が19日で、利用児童数が490人となっており、1日当たりの平均利用児童数は25.8人、前月比で1日当たり7.5人の増加が見られております。

次に、第八小学校は、4月の実施日数が15日で、利用児童数が265人となっており、1日当たりの平均利用児童数は17.7人、5月の実施日数が20日で、利用児童数が390人となっており、1日当たりの平均利用児童数は19.5人、前月比で1日当たり1.8人の増加が見られております。

質問②

これまでの利用方法に対する利用者の反応と、今後の利用方法に変化があるかを伺います。

答弁②

保護者等からの御意見といたしましては、1日当たりの定員である100人を超過した場合に関する問合せをいただくことがございます。定員を超える予約があった場合は、抽せんを行い利用者を決定していくことを説明しておりますが、今のところ、定員を超過した日がないことや、利用実績から見ても余裕があることを説明し、御理解をいただいております。

今後の利用方法につきましては、事業を開始してから2か月と間もないことや、来月には夏休みの利用が始まることから、変更の予定はございません。

質問③

夏休みの利用に向けた課題や、夏休み以降の事業の見通しについて、分かっていることがあれば伺います。

答弁③

夏休みの利用に向けた課題といたしましては、1日を通しての利用となり、自宅から登校する際の熱中症予防や、持参したお弁当の取扱いがございます。また、児童には充実した時間を過ごすことができるよう、受託者が企画する勉強や遊びのプログラム、地域住民との交流などを実施する必要があるものと考えております。

夏休み以降の見通しといたしましては、放課後子ども教室の認知度が広が

る一方で、低学年の児童につきましては、学校生活や新しいクラスになりますとともに、仲のよい友達が増え、新しい居場所を見つけることも想定されますので、教室を利用する児童が減少することも想定されます。

(2) 朝の子どもの居場所について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

朝の子どもの居場所に対する考えをお伺いします。

答弁①

通学前の朝の時間帯の小学生の預かりについては、県内では志木市と行田市でそれぞれ1校ずつ実施しているということは把握をしてございます。ただ、これは教育委員会所管ではなくて、保育を管轄する部署が学童施設や公民館の施設等を利用して実施しているというふうに聞いております。

これは、保護者の就労時間と子どもの登校時間のずれによって生じる課題でございまして、特に共働きの世帯の増加によりまして、今後高まるニーズの一つであるというふうには捉えております。

しかしながら、仮に学校施設で預かるとなった場合に、教員が早朝勤務に当たることは、これは昨今の働き方改革の観点からも難しいと考えます。

さらに、本市では、子どもたちの安全のために、小学生は通学班で登校しておりますけれども、朝の早い時間帯に子どもだけ1人で登校するとなれば、安全面の確保も課題となります。

今年度より、本市では、放課後の子どもたちの多様な居場所づくりを目的として、放課後子ども教室を開始しております。朝の早い時間帯における働く保護者への支援策として、子どもを預かることについては、関係部署に他市の状況も踏まえながら調査研究するように指示してまいります。

質問者： 陶山 憲雅議員（進政会）

質 問：朝霞市内の学校、幼稚園、保育園の安全対策について

(1) 現況について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

朝霞市内の公立学校等で、外部からの来校、来園に関するチェック、また、

不審者が侵入した場合の想定、対応マニュアル等について伺います。

答弁①

学校の施設面における安全対策といたしましては、小・中学校の校門や昇降口など、人が出入りする箇所に防犯カメラを設置しております。また、来訪者確認のためのインターホンの設置、案内掲示板などによる受付場所の明確化、来校者への名札の着用依頼、児童・生徒在校時の校門及び昇降口の閉門等を行っております。

教育委員会といたしましては、児童・生徒の安全を第一に考え、各校の実態に応じた適切な対策、対応を行っていく必要があると認識しております。

安全対策の一つとして、文部科学省による学校の危機管理マニュアル等の評価見直しガイドラインにのっとり、不審者侵入防止のための３段階の観点を取り入れ、各校の危機管理マニュアルの見直しを進めてまいりました。不審者にとって進入しづらい環境を整えていくよう、引き続き各学校への指導、支援をしてまいります。

質問②

学校外で不審者対応について、自治会や町内会など、各地域との連携をしているか伺います。

答弁②

自治会や町内会には、毎月届けている学校だより等により、実施した不審者対応訓練の様子について情報を共有しております。

また、自治会や町内会の方が学校運営協議会の委員として学校運営に参画し、地域防犯等について話題に上げている学校もございます。

教育委員会といたしましては、必要な安全対策は取りつつ、地域に開かれた学校づくりを推進していくことが、結果として地域と共に学校の防犯体制を構築することにつながるものと捉えております。

地域目で子どもたちを守るという姿勢がこれまで以上に醸成され、学校の不審者侵入から子どもたちを守ることができるよう、学校を核とした防犯に強い地域づくりに向けて、引き続き各学校を支援してまいります。

質問者： 本田 麻希子議員（立憲・歩みの会）

質問：学校給食費のあり方について

（１）学校給食費改定の検討について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

学校給食費の改定について教育委員会における最終決定の時期を伺います。

答弁①

教育委員会での決定に関しましては、令和7年6月27日の教育委員会定例会において、学校給食運営審議会からの答申が議案として上程され、議論した上で決定することとなっております。

質問②

物価高対応重点支援臨時交付金を活用して、給食賄材料費の支援が行われることで、おかずが週に何回か減っているという状況は改善して、毎日小鉢のおかずも出るということによろしいのでしょうか。

答弁②

おっしゃるとおりでございます。

質問③

令和5年度レベルということですか。デザートやフルーツを出せる状況になるか伺います。

答弁③

まずは1品減につきましては、1品減についての解消を目指すというところでございます。令和5年度水準の給食にということにつきましては、今後の価格改定を実施した上で10月以降になるというふうにお話をさせていただいたところでございます。

質問④

改定後に出される給食のメニューの内容や水準について答弁をお願いします。

答弁④

これまで、価格が高騰する中で学校栄養士のほうの献立の工夫改善により進めてきたところではございますけれども、例えばお魚であれば、これまでは干物を中心に献立を作らざるを得ないというような状況が続いておりましたけれども、今後はもう少し幅が広がるというところでございます。具体的には、例えばブリや赤魚などが献立の中にも入ってくるようなところで進めていきたいということや、また、デザートでは、なかなかフルーツが出る機会が減ってきておりましたので、フルーツなどが提供できる献立を今後考えていきたいということでございます。

質 問：公共施設のこれからについて

(1) 学校施設長寿命化計画について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

長寿命化計画に明記される、改築が必要な学校施設や順番はどうなっているか伺います。

答弁①

現在、計画策定に向けて検討を重ねている最中ですが、改築が必要となる学校のうち、現時点での改築する順番といたしましては、最初に朝霞第二中学校の改築に着手し、その後、朝霞第二小学校、朝霞第一小学校、朝霞第三小学校の順として進めていることを検討しているところでございます。

質問②

第二中学校の現在の建物は使い続けてよい状態なのか伺います。

答弁②

学校施設における鉄筋コンクリート造の建物のコンクリート圧縮強度につきましては、過去に旧耐震基準の建物について調査を行っておりますが、朝霞第二中学校の一部の校舎を除き、強度は確保されております。

なお、コンクリート圧縮強度が低いとされた朝霞第二中学校の一部の校舎につきましては、耐震補強工事に合わせてコンクリート圧縮強の低減を抑える対策工事を実施しております。

質問③

4校の建て替えの予定があるので、費用の見通しを立てて計画に明記する必要があると考える。認識を伺います。

答弁③

令和元年度に策定した学校施設長寿命化基本方針におきまして、今後の費用の見通しを試算しており、今回の改定でも同様に試算する予定でございます。

計画策定に向けて、改築や長寿命化改修等の事業の平準化、近年の物価や人件費の上昇等を考慮した単価設定など、様々な課題について検討を行っており、今後費用の見通しについてお示ししたいと考えております。

質問④

他市町村での学校建設、市内でも学校の増築をしたので、その施設建設を参考にした建設費、1校当たりどのぐらいかかるかという規模感が分かる調査結果、1校当たりの建設費の見通しについて伺います。

答弁④

近年、改築や増築を行った学校の建設費につきましては、現在情報収集を行

っているところでございます。

学校の建設費用の金額でございますが、昨年度まで実施しておりました朝霞第六小学校校舎増築工事の設計段階での建設費は、1平方メートル当たり60万1,000円ございました。仮にこの平米単価で一般的な学校の床面積である7,000平方メートルの学校を建設した場合の建設費は、約43億円となります。このほか、改築事業には設計委託料や既存校舎解体費、外構整備費などの費用が必要となることから、50億円を超える事業費になると想定しております。

質問⑤

学校施設の長寿命化計画において、プールの施設はどう扱うのか伺います。

答弁⑤

学校のプール施設につきましても、校舎と同様に老朽化が進んでおり、建物やプール槽をはじめ、ろ過機や配管などの設備改修に係る費用が課題となっております。また、全国的な動向といたしましては、学校プールの維持管理における効率化及びプール指導の質の向上を図るため、民間の施設利用や複数の学校で一つの学校プールを共同利用するなどの動きがあると認識しております。現時点で決まっているものはございませんが、学校施設長寿命化計画においても、プール授業の在り方と併せて、学校プールの考え方について整理してまいりたいと考えております。

質問⑥

プールの授業について、学校のプール以外の施設の利用や、複数の学校での共用など、今可能な方法について具体的な検討を始めているのか伺います。

答弁⑥

プールの老朽化も進んでいることから、話はしております。

質問者： 黒川 滋議員（立憲・歩みの会）

質 問：子どもの人権について

（1）教育の課題について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

昨年度、年末に予算を取って始めた教職員による体罰、性暴力の防止に関する基本的な指針検討会議で、何を話し合い、今どういう状況なのか伺います。

答弁①

令和6年度においては、朝霞市教職員による体罰、性暴力等の防止等に関する基本的な指針検討会議を、令和7年1月に開催いたしました。会議の中では、体罰と性暴力の取扱いとは分けて考えるべきであることや、教職員への研修内容、子どもが安心して声を上げられる環境づくり等について、専門的な見地からも多くの意見が出され、協議を行いました。

今年度におきましては、まず7月から8月の間に一度会議を開催させていただき、前回いただいた御意見を踏まえて作成した指針の素案について協議する予定でございます。

なお、現在は要綱で設置をしている本会議ですが、教育委員会の附属機関として位置づけることができるよう、条例化について検討を進めてまいりたいと考えております。

質問②

附属機関とする場合、委員の構成や会議の回数など、どのような会議体にするのか伺います。

答弁②

会議体の委員につきましては、教育の専門家である学識経験者、子どもの人権を専門とする弁護士、公認心理士等の資格を有する心理の専門家、地域の関係行政機関の職員を予定しております。

なお、地域の関係行政機関の職員には、警察署や児童相談所の職員を想定しております。また、会議の開催回数につきましては、指針の作成状況にもよりますが、年1回から2回を予定しております。

なお、指針作成後は、性暴力等の防止に係る教職員研修の内容を検討したり、万が一事案が発生した場合の対応等について、指導、助言をいただいたりするための組織としたいと考えております。

質問③

1、2回で本当に議論が尽くせるのか伺いたい。方向性としてどのような議論にしていこうと思っているのか、今後もし先生たちによるトラブル、性暴力が起きた場合、どういう方向で対応しようとして議論しているのか伺います。

答弁③

この会の議題、内容につきましては、大変重要な重たい内容でもございますので、1回だからいいとか、2回だからいいということではなく、内容につきましてはしっかりと整理をして、まずは子どもたちのためになるような会議に進めたいというふうに考えているところでございます。

また、方針についてということでございますが、そもそもまず、教職員に

よる性暴力はやはり犯罪行為であり、あってはならないという大前提の下、事案そのものが発生しないよう、教職員研修の徹底、学校施設の死角をなくすほか、学校内でも定期的な見回り、児童・生徒からの声を取り上げる仕組みなどを充実、徹底させることで、その根絶を実現するために進めてまいります。

質問④

起きてしまったときどうしようという方向で議論できているのか伺います。

答弁④

万が一事案が発生した場合は、被害を受けた児童・生徒の安全確保、警察への即時通報、周囲の児童・生徒への心理的ケア、警察や児童相談所と連携した上で、被害を受けた児童・生徒の心理的安全を十分配慮した聞き取りを進めてまいります。また、教育委員会と学校が緊密な連携を取れる体制を確立し、子どもたちの安全と心理的なケアを考慮した対応を行ってまいります。

その後の検証につきましては、事案の発生状況に等によって異なってくると想定されますが、先ほどの会議体において、事案への対応の仕方やその後の検証方法について、指導助言をいただき、対応に係る振り返りや報告書の作成などを進めてまいりたいと考えております。

質問⑤

教育委員会として、事件があったときにどういう広報体制を取るのか決めておく必要があるのではないかと思います。見解を伺いたい。

答弁⑤

一昨年発生した事案でもそうですけれども、マスコミ等の対応について、これは、まず一義的に子どもたちの安全、心理的安全も含めて対応していきますし、一元的に教育委員会が窓口となって対応をしてまいります。

その中で、何よりも大事なものは、特にこういった事案については、警察が発表する内容と、それからこちらが子どもたちから聞き取った内容というのがございます。でも、私たちは、基本的には子どもを守る立場で行いますので、特に、今回もそうでしたけれども、マスコミ等の対応については、教育委員会職員も含めて、学校等に配置した上で対応していくということで考えております。

質問者： 田辺 淳議員（無所属）

質 問：共に育つ環境をより深化させるまちへについて

（１）保育・教育現場は「子ども中心」になっているかについて

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

生涯学習の分野は、この春の予算のときにも新たな施策ということでの議論がありましたが、こどもまんなかで、子どものことを考えたときに、どのようなことが考えられるか伺います。

答弁①

生涯学習部としましては、こちらの資料にもありますが、放課後子ども教室を今年度から始めまして、来月から夏休みに入りますけれども、地域の方々と触れ合えるようなイベントも企画していきたいなど今考えておりますし、また、自然あふれる高橋家住宅において、様々イベントです。ジャガイモ掘りだとかサツマイモ掘り、また、どきどきツアーとして、昆虫と触れ合うような、そのようなイベントを実施しながら、子どもと関わり合いを持つということを実施しております。

(2) 遊びから学びへ。身近に自然とふれあえる、子ども中心のまちをについて

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

学校のほうで、遊びに関してはどのような対応をされているのか伺います。

答弁①

子どもたちは様々な遊びを通して人との関わり方や決まりを守ることの重要性など、大人になるために必要な力を主体的に学びながら成長していくものであると捉えております。

市内の小・中学校では、業間休みや昼休みの外遊びを推奨など、教科等の学習では得られない経験を積んでおります。

I C T教育が発展する中で、人と人との関わり合いや触れ合いを通じた遊び、あるいは、人と自然との関りを通じた遊びは今後も重要であると捉えております。

質問②

学校の成績で1をつけるということに関しては絶対評価だろうけど、今どのような状況なのか伺いたい。

答弁②

現行の学習指導要領でも、生きる力を育むことが目標とされ、知識、技能の習得にとどまらず、思考力、判断力、表現力、そして学びに向かう力や人間性など、資質、能力を育むことを重視しております。

授業では単に知識を覚えるのではなく、その知識を活用して何ができるようになるかを重視し、児童・生徒が身につけた力を総合的に評価しております。

授業中の児童・生徒の発言や活動の様子、また、自ら学習を調整しようとする態度のほか、作品や発表の様子などの評価を基にして、知識及び技能、思考力、判断力、表現力等、学びに向かう力、人間性等の三つの柱に沿って評価しており、機械的な評価はしていません。

質問③

1はどれぐらい実際につけられているか、教育委員会としてはどこまで掌握されているか伺います。

答弁③

中学校の評定でございますけれども、この評定についても、絶対評価でございまして、まずは観点別評価、到達度評価としての観点別評価、これを基に評定5、4、3、2、1をつけております。この中で、例えば5ですとか、4ですとか、これをどうやってつけるかということに関しては、今申し上げたとおり、観点別を基にした絶対評価でございまして、どの程度1をつけているかということは、これは特に把握はしていません。

ただ、当然、絶対評価の中では、到達度評価でございまして、1をつけるときには、それなりのきちんとした理由があって1をつけているというふうに捉えております。

質問④

仮に1をつけるということは、その先生自体の指導責任というのが問われるかと思う。その点に関して、教育委員会から先生方にこういった指示やアドバイスをされているのか伺います。

答弁④

教育委員会といたしましては、成績が振るわない児童・生徒については、習熟度に合わせて繰り返しの学習ができるAIドリルの活用を含め、個別の学習指導の充実を図っているところでございます。

また、校長会議におきましても、埼玉県教育課程指導・評価資料を参考にするなど、根拠のある評価を行うよう指示しているところでございます。

その他、教育委員会の学校訪問において、学習面で課題がある児童・生徒への支援を充実させる手だてについて検証を行うなど、教員への指導を行っております。

質問⑤

学んだ結果として1だというレッテルを貼られることは、その後のフォロ

一が欠かせないと思うが、学期末、学年末であればフォローしようがない。その点について伺います。

答弁⑤

学習したことに対する評価、これは必要だと思っていますけれども、その評価については、客観性、透明性、公平性、これがなくてはならないというふうに捉えております。これは、校長会等でも私のほうからも学期末に向けてきちんと説明できると。評価について説明できるような評価を下さいということ各学校の校長から教員に伝えるよう申し伝えております。

また、成績出した中で、当然、納得できないという場合も、子どももそうですし、それから、保護者の方もそうですけれども、納得できないものについては丁寧な説明をしていくといったこと、これが大事だと思っていますので、これは学校のほうにきちんと説明するように指導しております。

質問⑥

東村山市では先生方が異動を指示された後、子どもたちや保護者に、私は今回異動になりますと告げる、これを学校全体でやっていると聞きました。先生方が突然いなくなるという事態は、子どもにとってあまりよろしいことではないと思うので、その点について伺います。

答弁⑥

教職員の人事に関わるお話だったかと思います。

埼玉県の場合、教職員の人事につきましては、教職員の人事異動方針に基づきまして、適切に進められているところでございます。

子どもの心情をとということで、議員のお話も十分子どもも理解しているところでございますが、埼玉県の場合、3月末に新聞報道で発表によるところが公式な異動の発表になるところから、例えば、市内の各学校では、離任式の機会を設けまして、子どもたちとしっかりとお別れの間を設けるというようなことも進めております。そういった形で進めさせていただきますことは御理解いただければと思います。

質問者： 外山 麻貴議員（無所属）

質 問：子どもの心身を創る豊かな学校給食について

（１）保護者アンケート結果から見る給食への要望について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

令和7年2月に行った学校給食費に関する保護者アンケートの結果の詳細についてお伺いします。

答弁①

令和7年2月25日から3月9日までの期間に学校給食課が実施した給食費に関する保護者アンケートの結果につきましては、回答数が914件、回答率が11.4%でございました。

給食の満足度に関する設問では、「満足」が25%、「まあ満足」が43%、「やや不満」が25%、「不満」が7%でございました。

給食に求めることに関する設問では、「栄養バランス」が848件、「おいしさ」が742件、「食材の安全性」が635件、「多様な食材」が385件でございました。

値上げに賛成の理由に関する設問では、「物価高なので仕方がないから」が305件、「品数や量を減らしてほしくないから」が214件、「質を落としてほしくないから」が156件、「子どもによいものを食べさせたいから」が136件でございました。

改定に反対の理由に関する設問では、「負担増で家計が厳しいから」が93件、「現在の質が高過ぎるから」が4件、「品数を減らしても構わないから」が2件でございました。

答弁②

1,000円前後の値上げの是非に関する設問の、パーセンテージを伺います。

質問②

値上げにつきましては、「おおむねやむを得ない」という肯定的な御意見が約9割、89%、そして「値上げをしないでほしい」という否定的な御意見が約1割という結果でございました。

質問③

保護者アンケートには1,000円前後の値上げと書いてありましたが、なぜ今回、結局は小学校1,300円、中学校1,500円の値上げとなったのか、その理由について伺います。

答弁③

保護者アンケートにつきましては、令和7年2月25日から3月9日の間で実施したもので、内容や積算につきましては、令和6年度時点での米飯等の購入価格や令和6年度までの物価上昇を見込んで作成したものでございます。令和7年度に入り、米飯や牛乳をはじめとした様々な食材のさらなる物価上昇

があり、帝国データバンクから発表された食料品の最新の物価上昇率についてもさらに15%の上昇が示されたことから、学校給食運営審議会において、小学校1,300円、中学校1,500円の改定が望ましいとの判断に至ったものと考えております。

質問④

どうして総務省のデータではなく帝国データバンクの数字を基準にされたのか伺います。

答弁④

帝国データバンクから発表されている数値につきましては、国内の主要195社の食料品についての価格動向を反映したもので、新聞等においても一般的に食料品の価格動向に使用されている数値であり、信頼できるものと考えております。また、学校給食では、野菜や肉などの生鮮食品に加え、食料油や調味料等、様々な食品を納品していることから、帝国データバンクの数値を使用することが最も妥当であると考えております。

質問⑤

消費者の感覚に近いのは総務省の消費者物価指数で、給食も保護者が負担するので、総務省の指数のほうが近いかと思う。見解を伺います。

答弁⑤

まず学校給食におきましては、子どもたちの食育もそうなのですが、子どもたちがおいしく、健やかな成長を願って栄養士が様々な工夫をしながら献立を立てて提供しているものでございます。給食賄いの材料につきましては、様々な制約がある中で献立を立てているということをまず御理解いただきたいことと、先ほど申したとおり、帝国データバンクのほうからの発表につきましては、主要の多くの食料品についての価格動向が反映されているものであり、参考にできるかというふうに考えております。もちろん議員御指摘のとおり、総務省の消費者物価指数につきましても今後は参考にさせていただければと思っております。

(2) 4市で一番安かった給食費が10月から一番高くなる値上げの見込みと今後について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

保護者負担額について、4市の値段と朝霞市の今の値段、値上げ後の値段

について伺います。

答弁①

近隣3市と本市の保護者負担額につきましては、志木市が小学校4, 930円、中学校5, 780円、新座市が小学校4, 500円、中学校5, 300円、和光市が小学校4, 800円、中学校5, 900円でございます。なお、本市につきましては、現状が小学校4, 200円、中学校4, 800円、給食費改定後の予定となりますが、小学校5, 500円、中学校6, 300円となる見込みでございます。

なお、総括質疑におきまして、給食費の改定に併せた保護者負担軽減について市長から検討するとの御答弁がございましたことから、現在内容について検討を行っているところでございます。

質問②

4市で一番安い給食費が一番高くなってしまうのはなぜか、理由を伺います。

答弁②

まず、賄い材料費につきましては、学校給食、約1万1,000食を超える材料を納入されていることから、確かに近隣のスーパー等で特売価格等である実態も分かってはおりますけれども、安定的に学校給食に供給をするということが大前提になっていることは御理解賜れればと思っております。

また、一番高くなってしまう理由ということでございますが、近隣3市では令和6年度、または令和7年度当初に学校給食費の値上げを行ったところでございますが、本市では令和5年4月の値上げ後、給食費を据え置いていたことから、現状の給食費が最も安くなっているものと捉えております。また、本市の改定後の給食費につきましては、他市が令和5年度ないし令和6年度の物価上昇を見込んでの積算に対し、令和7年度の物価上昇を見込んで積算したものであることから、最も高い給食費となっているものと捉えております。

質問③

今後も予測不能な物価変動があった場合、その都度1品減らしたり給食費を改定したりするのか伺います。

答弁③

まずは、物価高騰によって1品減をせざるを得なかった状況について大変申し訳なく思っていますし、子どもたちに大変つらい思いをさせたなと思っております。

その中で、本市の給食につきましては、ほぼセンターで9,000食を作っておりますけれども、こちらについても、本当に丁寧に作っております。例

えばだしを一つ取るのも、本当のかつおぶしを使って一からだしを取っていますし、カレーなども本当に細かく野菜をいためて作っております。そういった意味では、各市で行っている自校式の給食はどうなのか分かりませんが、物資の選定から献立の作成、そして集金に至るまで、本市は学校給食課で行っております。

その中で、今本当に非常に厳しい中で、今回値上げをお願いするわけですが、当然この値上げをした際には、しばらくはこの値上げをしたお金の中で、従前のように充実した給食を提供したいと思っていますし、ただこれも、では今後物価がどうなっていくかということについては予想がつかないところもございますので、今後も動向を見ながら注視していきたいと思っていますし、また国においても、先ほど午前中の質問でもお答えしましたけれども、骨太の方針の中に給食費の無償化についても少し書かれていますので、この辺の動向も注視していきたいと思っています。

いずれにしても、今、子どもたちにとって本当においしくて安全で満足のある給食を提供するために、今回、その中で価格の改定ということで踏み切らせていただきました。

質問④

実際保護者の負担の軽減額というのは、値段は幾らになるのか。具体的に額、まだ決まっていらないなら、いつ決まるのかを伺います。

答弁④

令和7年10月の学校給食費改定に併せた保護者の皆様の負担軽減につきましては、今後市長部局と調整してまいりますので、軽減額については未定でございます。

また、軽減額の決定時期につきましては、9月議会に上程するための補正予算案の提出期限と合わせて市長部局と調整してまいります。

教育長報告事項

令和7年度中学校自由選択制について

【朝霞市立中学校自由選択制要項】

1 趣旨

指定学校変更の弾力的運用を図り、生徒や保護者が、入学を希望する学校を自由に選択できる制度を導入し、生徒一人ひとりに「生きる力」を育む教育を推進する。また、各学校が魅力ある学校づくりのため、より一層創意工夫し教育力の向上を図る。

2 学校選択の方式

- (1) 従来の通学区域は存続し、通学区域内の生徒は通学区の中学校（以下「指定中学校」という。）で受け入れる。
- (2) 指定中学校以外の中学校の教育方針や教育課程等に賛同し、入学を希望する場合、一定の条件（通学方法等）を付して入学を認める。
- (3) 学校選択の対象となる学校は、朝霞市立中学校の全5校とする。

3 対象者

- (1) 対象者は市内に在住し、翌年4月に中学校通常学級に入学する新1年生とする。ただし、国立又は私立中学校を受験する予定の者は、対象者とししない。
- (2) 7の(1)に規定する申込期間が終了した後に市内に在住した者は、対象とししない。

4 定員の設定

- (1) 各中学校の保有教室数と学級編制見込数との状況により、指定学校入学予定者数以外について、定員を設定する。ただし、学級編制見込数の状況を勘案し、定員を変更することができるものとする。
- (2) 小規模特認校（朝霞第五中学校）制度は継続する。なお、小規模特認校制度の詳細については、別に定める。

5 通学方法について

- (1) 徒歩又は公共交通機関を利用する。
- (2) 特認校である朝霞第五中学校において、自転車通学許可条件に適合し、校長から許可を受けた者は、自転車通学を認めるものとする。

6 制度の周知等について

- (1) 各中学校で学校公開日を設定する。
- (2) 各学校の紹介や制度の概要を掲載したパンフレットを作成し、6年生の保護者に配布する。
- (3) 各学校のホームページに案内を掲載する。
- (4) 教育委員会主催による説明会を開催する。

7 申込について

- (1) 申込期間及び時間は、別途定めるものとする。
- (2) 指定学校変更許可願及び中学校自由選択制申込確認書に必要事項を記入し、朝霞市教育委員会教育管理課に提出する。

8 申込後の取下げ及び希望学校変更手続

指定学校変更許可願申込受け付け終了後、申込の取下げ又は希望学校を変更することができる期間を設定する。

取下げ又は希望学校変更をする場合は、所定の用紙に必要事項を記入し、朝霞市教育委員会教育管理課に提出する。

9 入学先の決定

- (1) 定員を超えない学校については、希望した学校への入学を許可し、指定学校変更許可書を保護者に送付する。
- (2) 定員を超えた学校については、公開抽選（当事者実施）により定員数に応じた入学許可者を決定する。
- (3) 公開抽選の結果希望校に漏れた場合は、指定中学校への入学又は自由選択制の定員枠の残っている他の中学校を選択することができる。

10 公開抽選に際しての優先扱い

双子以上の兄弟による同一学校への申込については、1件として取扱うことができるものとする。

11 電子情報処理組織による処理

- (1) この要項による申込または手続等について、電子情報処理組織を利用することができる。
- (2) この要項により作成することとされている書類等（書類、帳簿その他文字、図形等人の知覚によって認識できる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）については、電子情報処理組織により作成する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子情報処理組織による情報処理の用に供されるものをいう。）をもって代えることができる。

附 則

この要項は、平成30年7月1日から施行する。

附 則（令和元年6月26日その他第8号）

この要項は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年7月10日その他第12号）

この要項は、令和2年7月10日から施行する。

附 則（令和3年7月8日その他第5号）

この要項は、令和3年7月8日から施行する。

附 則（令和4年11月1日その他第8号）

この要項は、令和4年11月1日から施行する。

令和7年度特認校制度について

【朝霞市「特認校制度」入学指定に関する取扱要領】

1 基本的な考え方

朝霞市内における小中学校の児童生徒の就学すべき学校は、朝霞市立小中学校の通学区域に関する規則（昭和44年7月11日教育委員会規則第8号）によりその居住地によって定められているが、小規模の学校で心身の健康増進を図り、体力づくりを目指し、豊かな人間性を培いたいという保護者の希望がある場合に、朝霞市教育委員会が特別認定入学指定校（以下「特認校」という。）として指定する学校に限り、一定の条件を付して入学を認めるものとする。

2 法的根拠

就学すべき学校の変更は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第8条の「教育委員会が相当と認めるときは、保護者の申立により、その指定した学校を変更することができる。」旨の規定により扱うものとする。

3 特認校

対象とする特認校は、次のとおりとする。

朝霞市立朝霞第五中学校 住所：朝霞市大字宮戸1580番地 電話：048-471-2236

4 入学の条件・定員の設定・申請の手続き等

(1) 入学の条件

- ① 朝霞市内に居住する生徒を対象とする。
- ② 徒歩又は公共の交通機関を利用するなどし、60分以内で通学可能な範囲とする。
- ③ 入学の期間は、1年以上の通年通学に限る。夏季又は冬季などの一定の学期に限定した短期間の入学は認められない。基本的な考えは入学から卒業まで。
- ④ 身体的状況が、通学区域以外の学校の通学に耐えられることを前提とする。保護者の自家用車等での送り迎えは原則的に認めない。

(2) 定員の設定

新1年生50人 新2年生20人 新3年生20人

特認入学の希望があった場合は、入学が制度の趣旨に即して適切かどうかを書類によって判断する。また、入学希望者が募集人員を超えた場合は、原則、公開抽選とする。ただし、学級編制見込数の状況を勘案し、募集人員を変更することができるものとする。

(3) 申請の手続き

- ① 入学の希望がある場合、保護者は、朝霞市教育委員会に「指定学校変更許可願」を提出しなければならない。
- ② 教育委員会は、「指定学校変更許可願」を受理した旨を特認校校長及び在籍学校長に報告する。
- ③ 教育委員会は、申請等に基づき審査し、許可する場合は「指定学校変更許可書」を保護者・特認校校長・在籍学校長に通知する。
- ④ 申請の手続き等の運用に関しては、別途「中学校自由選択制」と同様とする。

(4) 保護者の協力

生徒が正規の通学区域を越えて通学することから、登下校時における安全の確保及び生徒指導等に対する配慮が特に必要である。

通学に際し保護者の送り迎えは原則として禁止しているので、学校の安全指導等に対する保護者の理解と協力を必要とする。

5 自転車通学許可条件

入学後に校長の許可を受け自転車通学ができるのは、朝霞第五中学校通学区域外から通学する生徒とする。ただし、次の表に定める通学区域については、自転車通学を許可することができない。

通 学 区 域	
朝霞市立第三小学校の通学区域であって朝霞第二中学校の通学区域	浜崎4丁目1番～11番、13番・14番、大字浜崎1番地～213番地、219番地～280番地、651番地～683番地、田島1丁目11番、田島2丁目5番11号～12号、田島2丁目17番・18番、大字田島全域(101番地・238番地を除く)

附 則

この要領は、公布の日（平成15年11月20日）から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年9月1日から施行する。

教育長報告事項

令和7年度第49回市民芸能まつりについて

- 1 事業名 令和7年度第49回市民芸能まつり
(主催：朝霞市・朝霞市教育委員会・朝霞市文化協会)
- 2 日時 令和7年6月8日(日) 午前10時～午後4時
- 3 会場 ゆめぱれす(朝霞市民会館) 大ホール
- 4 出演者数及び延べ入場者数

出演者数			延べ入場者数	
文化協会員	39組	335人	一般入場者	1,900人
公募市民	35組	276人	関係役員	29人
根岸野謡	1組	12人	小計	1,929人
小計	75組	623人	総計	2,552人

(参考：令和6年度第48回市民芸能まつり)

出演者数 64組523人 延べ入場者数 2,259人

- 5 内容 令和7年6月8日(日)に、ゆめぱれす(市民会館)にて、「令和7年度第49回市民芸能まつり」を開催し、朝霞市文化協会の加盟団体と公募市民等が、日頃の芸能活動の成果を発表しました。

出演者数は75組・623人、観覧者等の延べ入場者数は、1,929人と盛大に開催することができました。

ホールでは、客席から家族や友人が出演者に拍手などのエールを送る姿が多く見られ、大いに盛り上がりを見せていました。

子供達の出演、観覧も多く、日頃はなかなか見ることのできない市指定無形文化財「根岸野謡」(ねぎしのうたい)を始め、各種伝統芸能から歌謡、民謡、舞踊、フラダンス、コーラス、太極拳、歌唱、キッズダンス等、幅広いジャンルの演目が集まり、様々な芸能文化に触れられたことは、次代を担う子供達にとって意義深い体験となったものと考えております。

また、運営に当たっては、文化協会員の方々を中心に御尽力いただき、受付から舞台進行・運営まで滞りなく無事終了することができました。

今後におきましても、多くの市民にとって日頃の活動成果を発表し、また、芸術文化に触れる機会と場を創出するため、朝霞市文化協会と協力・連携し、事業の企画・運営を行ってまいります。

教育長報告事項

令和7年度朝霞市市民人権教育研修会について

- 1 日 時 令和7年5月22日(木) 午後2時～3時30分
- 2 場 所 中央公民館・コミュニティセンター 集会室
- 3 テーマ 「避難生活で命と健康、本当に守れますか？
～被災地の実情から学ぼう！高齢者・障害者・子ども・女性などの視点から～」
- 4 講 師 浅野 幸子(あさの さちこ)氏
(減災と男女共同参画 研修推進センター 共同代表・早稲田大学地域社会と危機管理研究所 招聘研究員)
- 5 参加者 34人(令和6年度参加者数：54人)
- 6 内 容

朝霞市市民人権教育研修会は、人権問題の正しい理解を深めるとともに、人権尊重の意識を一層高め、さまざまな人権問題に対処できる市民の育成を図り、また、お互いの人権を尊重しながら共に生きる、人権尊重社会を築くことを目的に、朝霞市、朝霞市教育委員会、朝霞市人権教育推進協議会の共催で実施しています。

本年度は、減災と男女共同参画研修推進センター共同代表で、早稲田大学地域社会と危機管理研究所招聘研究員である浅野幸子さんを講師にお迎えし、「避難生活で命と健康、本当に守れますか？～被災地の実情から学ぼう！高齢者・障害者・子ども・女性などの視点から～」をテーマにお話しいただきました。

講演会では、今もなお多くの問題が残る東日本大震災による避難生活について、現地でのご自身の体験を交えお話しいただきました。避難生活における問題は数多く、トイレ問題などの衛生面、プライバシーなどの安全面等さまざまな問題が挙げられ、これらは人権侵害に繋がる深刻な問題でもあります。多くの問題に対する視点や関心は、性別や年齢などにより異なるため、避難所運営におけるリーダーは男性のみならず、女性の参画も必要不可欠であるなど、災害時の人権問題を考える上で必要なポイントについて分かりやすくお話しいただき、非常に充実した講演となりました。

当日の参加者のアンケートには、「災害時には、少しでも女性や弱い立場の人たちの助けになるような自分でありたいと思いました。」「災害時の子どものケアについて学びたかったので、情報を頂けて助かりました。」「リーダーの多様性の大切さが分かりました。」等とあり、避難生活における様々な問題について、参加者それぞれが深く考える良い機会となったようです。

今後も、世の中に存在するさまざまな人権課題を捉え、講演会や研修会を通して人権問題の正しい理解を図ってまいります。

教育長報告事項

○第4次朝霞市生涯学習計画について

- 1 策定期間 令和7年度から令和8年度
- 2 計画期間 令和9年度から令和18年度
- 3 策定スケジュール ※令和7年度

年	令和7年									令和8年		
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
社会教育委員会議				11回				12回				13回
生涯学習推進会議				11回				12回				13回
コンサル事業者選定			14回	15回	16回	17回						
ニーズ把握 (アンケート・ ヒアリング調査)							12月10日 リリース		12月15日 Eメール配信		1月15日 リリース	
市民参画 (ワークショップ 等)										12月15日 ワークショップ	1月15日 ワークショップ	

生涯学習推進会議委員名簿

(令和7年度)

役 職	所 属 及 び 職 名	氏 名	備 考
議 長	生涯学習部長	奥 山 雄 三 郎	
副 議 長	学校教育部長	福 士 昌 三	
推 薦 委 員	市長公室 秘書課長	赤 澤 由 美 子	
	総務部 契約検査課長	丸 山 智 也	
	市民環境部 資源リサイクル課長	増 田 高 志	
	福祉部 障害福祉課長	竹 村 聡	
	こども・健康部 健康づくり課主幹兼 こども家庭センター室長	渡 邊 雄	
	都市建設部 道路整備課長	深 澤 朋 和	
指 名 委 員	学校教育部 教育指導課長	手 島 牧 子	
	生涯学習部 文化財課長	藤 原 真 吾	
	生涯学習部 参事兼中央公民館長	堀 川 政 昭	
	生涯学習部 図書館長	増 田 潔	
	生涯学習部 次長兼生涯学習・スポーツ課長	長 谷 修	

朝霞市社会教育委員名簿

令和7年7月1日～令和9年6月30日

選出の区分	氏 名	職名又は所属	備 考
学校教育関係者	タナベ マサヤ 田邊 雅也	朝霞第五小学校長	
	オオタ サダハル 太田 禎治	朝霞第四中学校長	
	イトウ タカヒト 伊藤 孝人	県立朝霞高等学校長	
社会教育関係者	ヒラツカ マコト 平塚 誠	文化協会会長	
	カブラギ トシアキ 蕪木 利秋	スポーツ協会副会長	
	カネコ ユキオ 金子 幸男	青少年育成市民会議理事	
	クラタ ヒトミ 蔵田 ひと美	図書館利用者	
	ワタナベ トシオ 渡邊 俊夫	元子ども会連合会会長	
	サイトウ ミツシ 齋藤 光司	人権教育推進協議会会長	
家庭教育向上活動者	アイザワ アツシ 相澤 敦	朝霞市保護者代表連絡会会長	
学識経験者	イチイシ アキヒコ 一石 昭彦	東洋大学教授	
	キムラ ケイコ 木村 啓子	大東文化大学非常勤講師 (元尚美学園大学教授)	
	オジマ マチコ 小島 真知子	元社会教育指導員	
	ノモト カズユキ 野本 一幸	市議会議員	
公募委員	タカノ マサヨシ 高野 正芳	公募市民	

教育長報告事項

令和7年度第1回朝霞市公民館運営審議会について

- 1 開催日 令和7年7月4日(金)
- 2 場所 中央公民館・コミュニティセンター学習室
- 3 出席数 公民館運営審議会委員 14人中12人
- 4 議題
 - (1) 正副委員長選出について
 - (2) 令和6年度公民館事業報告について
 - (3) 令和7年度公民館事業計画(案)について
 - (4) その他
 - ①中央公民館・コミュニティセンター改修工事に伴う臨時休館の予定変更について
 - ②第6次朝霞市総合計画の基本構想及び基本計画(素案)について
- 5 会議の概要
 - (1) 正副委員長選出について
新たな任期のため、互選により委員長に金子委員、副委員長に福川委員が推薦され、了承されました。
 - (2) 令和6年度公民館事業報告について
配布資料を基に、公民館の利用率、利用者数、実施した事業を報告しました。また、今年度から予約システムを導入し、利用者の利便性が向上した点を説明しました。
委員からは、利用率の目安や講座実施に当たっての周知方法などについて御質問や御意見をいただきました。
また、デフリンピックメダリストを講師に招き実施した人権教育講座について、地区公民館合同で実施したことが良い取り組みだったとの御意見がありました。
 - (3) 令和7年度公民館事業計画について
令和7年度予定している事業について説明するとともに、中央公民館と南朝霞公民館は工事があり、事業の実施に影響があることを説明しました。
委員からは、サークル体験・見学を長く設定できると活動のきっかけづくりとしてさらに効果が見込めるとの意見をいただきました。
また、使用しやすい公民館について、小中学生の声を聞いてほしいという意見がありました。
 - (4) その他
中央公民館・コミュニティセンター長寿命化改修工事について、入札が成立しなかったため、工事の開始が遅れること、そのため、9月から休館の予定が開館に変更になったことを説明しました。
また、第6次朝霞市総合計画について、基本構想と生涯学習部分の基本計画(素案)を示し、御意見があれば事務局にいただきたいと説明しました。

教育長報告事項

令和7年度第1回朝霞市立図書館協議会について

- 1 日 時 令和7年6月3日（火）
- 2 会 場 図書館本館視聴覚室
- 3 出席者 朝霞市立図書館協議会委員 5名（2名欠席）
事務局 6名
- 4 議 題 (1) 報告事項
ア 朝霞市立図書館サービス基本計画アンケート
集計結果について
(2) 協議事項
ア 朝霞市子ども読書活動推進計画アンケート（案）
について
(3) その他
- 5 概 要 報告事項のアについて、アンケートの集計結果について報告し、アンケート結果の公表方法などの対応についての御意見をいただきました。
協議事項のアについて、アンケート案について説明し、自由記入欄の追加等の御意見をいただき追加することとしたほか、アンケート結果を見て行く上で、様々な社会情勢の変化等も視野に入れて検討していく必要があるなどの御助言をいただきました。
その他として、第3次朝霞市立図書館サービス基本計画と第3次朝霞市子ども読書活動推進計画の策定スケジュールについて確認を行いました。
以上の協議事項について承認をいただきました。

令和7年度第1回朝霞市立図書館協議会 出欠表

令和7年6月3日(火)

選出根拠	所属・役職	氏 名	出 欠
1号委員 学校関係者	朝霞第二中学校長	小石川 知治	×
2号委員 社会教育団体	図書館友の会	有永 克司	○
4号委員 公民館運営審議会委員	公民館運営審議会委員	大野 良雄	○
5号委員 家庭教育の向上	公募委員	鈴木 恭子	○
6号委員 学識経験者	朝霞高等学校長	伊藤 孝人	×
6号委員 学識経験者	十文字学園女子短期大学 教授	石川 敬史	○
6号委員 学識経験者	市議会議員	駒牧 容子	○

教育長報告事項

令和7年度第39回図書館まつりについて

- 1 日 時 令和7年6月28日(土) 午前10時～午後5時
29日(日) 午前10時～午後4時
- 2 会 場 朝霞市立図書館 視聴覚室、展示集会室
- 3 共 催 図書館まつり実行委員会・朝霞市立図書館
- 4 参加団体 13団体(順不同)
 - ①ASAKA ゲーミフィケーション LABO (展示：ボードゲームの体験)
 - ②あさか・九条の会 (展示：憲法九条の紹介・説明)
 - ③朝霞市図書館友の会 (展示：出版文化を支えてきた朝霞の紹介)
(講演：絵本ができるまでのわくわく)
 - ④小さな自然の博物館“ほとり” (展示：自然物標本の展示等)
 - ⑤NPO 法人なかよしねっと (展示：団体活動の紹介／模擬店)
 - ⑥おはなしくらぶ (発表：絵本の読み聞かせマラソン)
 - ⑦菅尾 陽子 (発表：絵本「かむにんじゃシリーズ」読み聞かせ)
 - ⑧あさか多文化子育ての会ばんびーに (発表：多言語による絵本の読み聞かせ)
 - ⑨大人の朗読会 (発表：朗読)
 - ⑩朗読・読み聞かせ声優ユニット Two-pop
(展示：オリジナルしおり作り体験とバリアフリースポーツ)
(発表：手遊びなどを交えた季節の絵本の読み聞かせ)
 - ⑪人形劇サークルたんぽぽ (発表：人形劇)
 - ⑫おはなしの宝箱 (発表：世界中のおはなしの語り)
 - ⑬朗読会ゆきばんご (発表：朗読)

5 来場者数 延べ 2, 139人

6 内 容 多様な13の市民団体に企画から参加いただき開催しました。
発表部門では、人形劇や絵本の読み聞かせ、朗読会のほか、図書館まつり実行委員会の企画による講演会「絵本ができるまでのわくわく～匠の技が息づく絵本印刷の世界と魅力～」を開催しました。
展示部門では、身近な生物の標本や講演会と連動した市内の出版関連情報の紹介等の展示が行われました。
今後も、市民と協力しながら、幅広い世代の多様な方々に、より親しみを感じていただくと共に、図書館利用の契機となるよう、図書館まつりを開催してまいりたいと考えています。

議案第47号

第3期朝霞市教育振興基本計画の基本理念について

朝霞市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項第1号の規定により、第3期朝霞市教育振興基本計画の基本理念を下記のとおり定めることについて議決を求める。

令和7年7月29日提出

朝霞市教育委員会教育長 二見 隆久

記

○ 基本理念（案）

豊かな心で ともに未来をつくる 朝霞の教育

朝霞第五小学校における避難所開設訓練について

- 1 日 時 令和7年 7月24日(木) 午前9時30分から正午
- 2 会 場 朝霞市立朝霞第五小学校(防災倉庫・体育館)
- 3 参加者数
- | | |
|-------------------|-------------|
| 朝霞市危機管理室 | 4名 |
| 朝霞市地域防災拠点職員 | 9名(第5地域対応班) |
| 防災アドバイザー | 2名 |
| 消防団 | 5名 |
| 自治会関係者 | 13名 |
| 朝霞第五小学校職員 | 39名 |
| 朝霞第五小学校運営協議会委員 | 2名 |
| 朝霞市シティ・プロモーション課職員 | 1名 |
| 教育指導課職員 | 1名 |

合計 76名

5 訓練内容

①趣旨説明

②避難所開設訓練

(1) 防災倉庫からの運び出し

- ・新たに購入した備品・備蓄品紹介、倉庫内レイアウト確認
- ・防災無線テスト(トランシーバ)
- ・備品運搬(体育館へ)

(2) 避難者受入まで

- ・受付の設営

(3) 避難者が来たら

- ・受付のシュミレーション(一般避難者・ペット付一般避難者・要隔離避難者)

(4) 間仕切りテント等の設置・収納

(5) 意見交流

- ・4グループによる協議及び発表

溝沼学校給食センター自動揚げ物機交換工事資料

1 概要

- ・溝沼学校給食センターの自動揚げ物機(フライヤー)の4台のバーナーのうち1台が故障し、とんかつや魚のフライ等の厚手の揚げ物が調理不能となった。
- ・製造から23年が経過した機器であり、部品の製造が終了していることから、修繕が不可能な状況にある。
- ・機器が受注生産であり、発注から納品まで2か月を要することから、予算の流用により取り急ぎ発注し、9月末までに設置及び稼働を行う。

2 予算

目)学校給食費 事業)施設改修事業 節)工事請負費

細節)溝沼学校給食センター施設改修工事

18,000,000円×1.1=19,800,000円

※緊急対応のため、光熱水費から流用し実施

※流用元は9月補正で復元

流用元 需用費	－光熱水費－電気料	9,700,000円
	－水道料	5,100,000円
	－下水道使用料	1,600,000円
	－ガス使用料	3,400,000円
	計	19,800,000円

3 見積り業者

株式会社中西製作所北関東支店	さいたま市北区吉野町2-177-1
株式会社アイホー埼玉営業所	さいたま市北区吉野町2-1491-1
株式会社日本調理機埼玉営業所	さいたま市北区土呂町2-73-1

4 契約業者・契約金額

株式会社中西製作所北関東支店	19,800,000円
----------------	-------------

5 スケジュール

令和7年7月 4日	フライヤーが故障
令和7年7月16日	実施起案の決裁(市長決裁)
令和7年7月23日	見積り合わせ実施、業者決定
令和7年7月30日	工事契約締結(5号随意契約)
令和7年9月20日	工事着手(9月28日竣工)
令和7年9月29日	新機器での給食提供開始

事 務 連 絡
令和7年7月30日

中央公民館使用団体 各位

朝霞市中央公民館長 堀川 政昭

中央公民館・コミュニティセンター工事に伴う休館について（予定）

平素より、本市の社会教育行政に御理解を賜り、誠にありがとうございます。

さて、中央公民館・コミュニティセンターの長寿命化改修工事につきましては、当初の予定が変更になり、令和7年9月30日(火)まで使用できることとしていましたが、この度、工期予定が決まりましたので、今後の施設利用について下記のとおりお知らせします。

記

1 長寿命化改修工事に伴う休館期間

令和7年10月20日(月)～令和8年10月31日(土)

*工事の進捗状況等によって変更が生じる場合があります。

*市のホームページ等でご確認ください。

2 休館前の施設の使用について

(1) 施設の使用 **令和7年10月19日(日)まで**

*3階ホール、プラネタリウムを含む

*10月分(10/19まで)の仮予約 8月1日(金)～8月20日(水)受付

(2) 物品保管場所の使用 令和7年9月30日(火)まで

3 中央公民館の仮事務所について

施設の休館中、図書館本館内（本施設の隣：朝霞市青葉台1-7-26）に中央公民館・コミュニティセンターの仮事務所を設置します。

電話番号の変更はありません。(電話：465-7272)

4 東朝霞公民館・南朝霞公民館について

東朝霞公民館と南朝霞公民館は通常の休館日を開館日とします。

*令和7年11月1日(土)から工事終了まで

*年末年始、施設のメンテナンスによる休館を除く。

5 図書館視聴覚室の使用について 別紙をご覧ください。

※このお知らせは団体（サークル）の代表の方にお送りしていますので、各団体内での情報共有をお願いします。

【問い合わせ】 朝霞市中央公民館・コミュニティセンター
朝霞市青葉台1-7-1 電話：465-7272

中央公民館・コミュニティセンター長寿命化改修工事期間中の 図書館視聴覚室の利用について

中央公民館・コミュニティセンター長寿命化改修工事期間中、中央公民館使用団体の活動継続のための代替として、東朝霞公民館及び南朝霞公民館の休館日を開館するほか（年末年始、メンテナンス等による休館は除く）、朝霞市立図書館の視聴覚室をご利用いただけることとなりました。

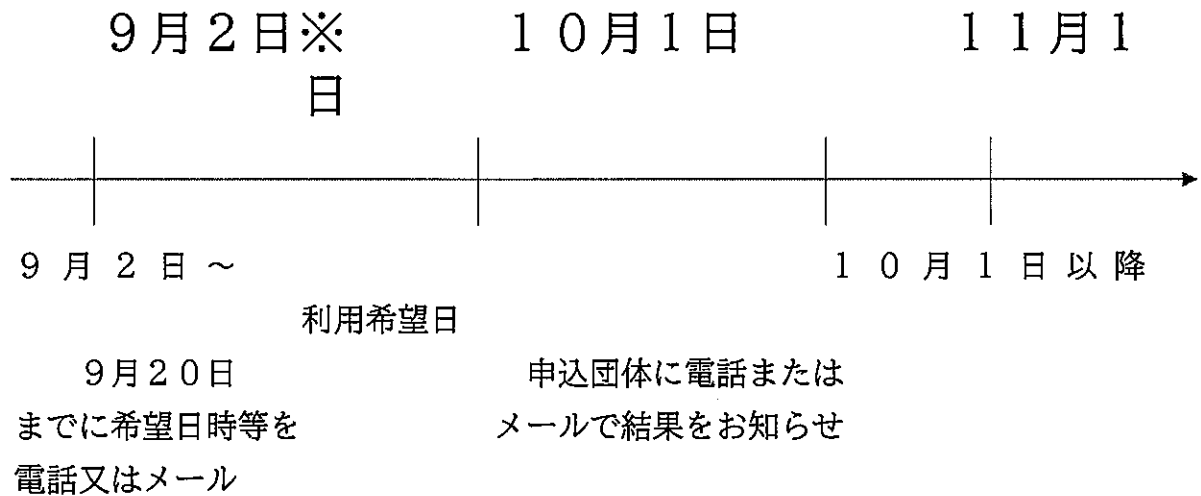
視聴覚室の利用については下記のとおりです。

記

- 1 場 所 朝霞市立図書館（本館）（朝霞市青葉台1-7-26）
視聴覚室（定員50人程度）
- 2 期 間 令和7年11月1日（土）～令和8年10月31日（土）
- 3 時 間 （1）午前の部 午前9時30分～午後0時30分
（2）午後の部 午後1時～午後5時
- 4 注意事項 水を使う活動、室外に漏れるような音や振動を伴う活動、激しい運動を伴う活動と飲食はできません。
- 5 利用申込の方法
（1）利用希望日の2ヶ月前の1日～20日に中央公民館宛てに電話またはメールでお申込みください。
*団体の代表者から1か月分をまとめて申し込みください。
【お知らせいただく事項】
①団体名 ②氏名（代表者） ③代表者の電話番号及びメールアドレス
④利用希望日及び利用希望時間 ⑤活動内容
【連絡先】中央公民館 電話番号： 465-7272
E-mail： tyuo-kom@city.asaka.lg.jp
（2）結果については、利用希望日の前月上旬に中央公民館から電話またはメールでお知らせします。

*利用方法の例は裏面をご覧ください。

【利用方法の例 (11月利用の場合)】



※9月1日(月)は中央公民館休館のため9月2日(火)としています。